



鳳来寺小学校交通安全教室を実施しました

学校生活にも少しずつ慣れてきた頃ですね。交通安全教室で学んだことを思い出して、登下校や遊びに行くときも交通ルールを守って、事故にあわないように気を付けましょう。



不法就労・不法滞在防止にご協力を！

事業主のみなさんへお願い
外国人を雇用する場合は、適法に働くことができる外国人であるかどうかについて、旅券、在留カード、就労資格証明書等をコピーではなく実物で在留確認、在留期間を確認してください。

留学生等については資格外活動の許可の有無、また、許可された活動内容も確認してください。

在留カードには、就労制限の有無や資格外活動許可に関して明記されていることから、雇用する際はこれらの欄も確認してください。外国人を雇用する際に、当該外国人が不法就労者となることを知らなかったとしても、在留カードの未確認などの過失があれば処罰の対象となります。



日本国政府 GOVERNMENT OF JAPAN	在留カード RESIDENCE CARD	番号 AB12345678CD
氏名 ○○○○ ○○○○ ○○○○	生年月日 1985年12月31日	性別 ** 国籍・地域 ○○
居住地 ○○県○○市○丁目1番1号	在留資格 留学 STATUS College Student	就労制限の有無 就労不可
在留期間(満了日) ○年○月(20**年10月20日)	許可の種類 在留期間更新許可(東京入国管理局長)	許可年月日 20**年06月10日 交付年月日 20**年06月10日
このカードは 20**年10月20日まで有効 です 法務大臣		

薬物ダメ!

薬物乱用のない社会を